



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第80号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

（医 療 政 策 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

- (1) 将来看護職員の業務に従事しようとする看護学生に対し修学資金を貸与する対象となる施設又は団体に係る規定の整備（第3条関係）
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号から第3号までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「知事」を「都道府県知事」に改める。

第3条第1号ア中「ウからオまで」を「ウ及びエ」に改め、同号中オ及びカを削り、同号キ中「介護予防サービス事業（同条第4項）」を「介護予防サービス事業（同条第3項）」に改め、同号中キをオとし、クをカとし、同条第3号を削る。

第14条第3号中「、病床数のうち」を「又は病床数のうち」に改め、「又はハンセン病療養所」を削り、同条第5号中「キ」を「同号オ」に改め、同条第6号中「第3条第1号ア、イ、ウ又はクに定める施設」を「第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）」に改める。

第17条第1号中「キ」を「同号オ」に改め、同条第2号中「第3条第1号ア、イ、ウ又はクに定める施設」を「第3条第1号に定める施設（同号オに定める施設を除く。）」に改める。

様式第6号中「島根県知事 様」を

「島根県知事 様」

に改める。

注 連帯保証人は、自ら署名し、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。」

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。